

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	B4-25 一般家庭用ごみ袋引換・販売委託、B4-27 ごみ処理施設の整備、 B4-28 ごみの処理方法・収集状況、B4-29 ごみの排出・質・運搬体制、 B4-30 最終処分場、B4-40 生ごみ処理機購入費補助
分科会・専門部会の調整方針			

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
<p>1 分別・回収方法</p> <p>分別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ</li> <li>・埋立ごみ</li> <li>・プラ容器包装ごみ</li> <li>・資源物（缶、びん、ペットボトル 紙類 紙製容器 トレイ類）</li> <li>・有害物</li> <li>・特大ごみ</li> </ul> <p>搬入、搬出(住民側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ</li> <li>・埋立ごみ</li> <li>・プラ容器包装ごみ</li> </ul> <p>指定袋で ごみステーションへ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物</li> <li>・有害物</li> </ul> <p>指定曜日にリサイクルステーションへ</p> <p>・特大ごみ 年2回町が回収</p> <p>回収(行政側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ 週1回(夏場市街地は2回)</li> <li>・埋立ごみ 月1回</li> <li>・プラごみ 月2回</li> <li>・資源ごみ 種類別に月4回</li> </ul> <p>いずれもステーションから回収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特大ごみ 年2回</li> </ul>	<p>分別・回収方法</p> <p>分別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ</li> <li>・埋立ごみ(危険ごみ含む)</li> <li>・プラ容器包装ごみ</li> <li>・資源物(缶、びん、ペットボトル)</li> <li>・古紙類、</li> <li>・粗大ごみ</li> </ul> <p>搬入、搬出(住民側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ</li> <li>・埋立ごみ(危険ごみ)</li> <li>・プラ容器包装ごみ</li> <li>・資源</li> <li>・古紙</li> <li>・粗大ごみ</li> </ul> <p>指定袋で各戸の前へ</p> <p>半透明袋で各戸の前へ</p> <p>結束して各戸前へ</p> <p>事前シールで各戸の前へ</p> <p>回収(行政側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭化ごみ 週2回</li> <li>・埋立ごみ 週1回</li> <li>・プラごみ 週1回</li> <li>・資源ごみ 缶、びん、ペットボトルは週1回</li> <li>・古紙類 月1回</li> <li>・粗大ごみ 事前シール販売時に収集日指定</li> </ul>	<p>現行の分別・回収体制になって時間があまり経っていないため、当面の間は両市町において現行どおりの体制とする。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	B4-25 一般家庭用ごみ袋引換・販売委託、B4-27 ごみ処理施設の整備、 B4-28 ごみの処理方法・収集状況、B4-29 ごみの排出・質・運搬体制、 B4-30 最終処分場、B4-40 生ごみ処理機購入費補助
分科会・専門部 会の調整方針			

現 況		具体的な調整方法																									
風 連 町	名 寄 市																										
2	<p>最終処分場搬入手数料</p> <table border="1"> <tr> <td>100kg まで</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>以降 10kg 増すごとに</td> <td>20 円加算</td> </tr> <tr> <td>200kg 以上 50kg 毎に</td> <td>500 円加算</td> </tr> </table> <p>料金例</p> <table> <tr> <td>100kg</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>200kg</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>1,000kg</td> <td>8,400 円</td> </tr> <tr> <td>2,000kg</td> <td>18,400 円</td> </tr> </table>	100kg まで	200 円	以降 10kg 増すごとに	20 円加算	200kg 以上 50kg 毎に	500 円加算	100kg	200 円	200kg	400 円	1,000kg	8,400 円	2,000kg	18,400 円	<p>最終処分場搬入手数料</p> <table border="1"> <tr> <td>10Kg につき</td> <td>80 円</td> </tr> </table> <p>料金例</p> <table> <tr> <td>100kg</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>200kg</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>1,000kg</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000kg</td> <td>16,000 円</td> </tr> </table>	10Kg につき	80 円	100kg	800 円	200kg	1,600 円	1,000kg	8,000 円	2,000kg	16,000 円	<p>現行の分別・回収体制になって時間があまり経っていないため、当面の間は両市町において現行どおりの体制とする。</p>
100kg まで	200 円																										
以降 10kg 増すごとに	20 円加算																										
200kg 以上 50kg 毎に	500 円加算																										
100kg	200 円																										
200kg	400 円																										
1,000kg	8,400 円																										
2,000kg	18,400 円																										
10Kg につき	80 円																										
100kg	800 円																										
200kg	1,600 円																										
1,000kg	8,000 円																										
2,000kg	16,000 円																										

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	B4-25 一般家庭用ごみ袋引換・販売委託、B4-27 ごみ処理施設の整備、 B4-28 ごみの処理方法・収集状況、B4-29 ごみの排出・質・運搬体制、 B4-30 最終処分場、B4-40 生ごみ処理機購入費補助
分科会・専門部 会の調整方針			

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
3	<p>処理方法、その他 処理方法 紙リサイクルを実施 最終処分場の受け入れ曜日 毎週 月 火 木 金曜日 第4日曜</p> <p>有料ごみ袋の販売委託手数料 100分の10(プラス消費税) (例) 40 @80×100枚×10%×1.05=840円</p> <p>有料ごみ袋の搬出方法 炭化、埋立、プラごみは記名して搬出</p> <p>生ごみ処理機購入費補助 小売価格の4分の1以内 限度額 15,000円 (現行要綱はH16までの時限)</p> <p>堆肥化容器 H13で総計905台を普及し事業終了としている。</p>	<p>処理方法、その他 処理方法 紙リサイクル未実施(埋立で対応) 最終処分場の受け入れ曜日 毎週 月 ~ 土曜日</p> <p>有料ごみ袋の販売委託手数料 100分の7(プラス消費税) (例) 40 @80×100枚×7%×1.05=588円</p> <p>有料ごみ袋の搬出方法 無記名</p> <p>生ごみ処理機購入補助 小売価格の2分の1以内 限度額 20,000円</p> <p>堆肥化容器 小売価格の2分の1以内 限度額 2,000円 一世帯2個まで</p>	<p>現行の分別・回収体制になつて時間があまり経っていないため、当面の間は両市町において現行どおりの体制とする。</p> <p>生ごみ処理機購入補助は新市において検討する。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	B-1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱い	関係項目	B4-2 集会施設（地域会館含む）
分科会・専門部会の調整方針	行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理が望ましい。 地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については合併時に統一すべき。		

現 況		具体的な調整方法													
風 連 町	名 寄 市														
1	<p><b>【行政が維持管理等を行っている施設】</b></p> <p>日進コミュニティセンター 母と子と老人の家 東風連子どもと老人福祉館 東生館 旭コミュニティセンター</p> <p>西町コミュニティセンター 瑞生コミュニティセンター 西風連コミュニティセンター 旭サザインホール (以上管理人委託)</p> <p>日進レクリエーションセンター 開館時間 午前9時～午後10時(NPO委託)</p> <p>使用料金 夏季期間 部屋面積に㎡当り1.5円 (5月～10月) を乗じた額(10円未満四捨五入) 冬季期間(11月～4月) 部屋面積に㎡当り2.4円 を乗じた額 (10円未満四捨五入)</p> <p><b>【施設利用券】</b> 1日券 100円(一部を除くスポーツ施設と兼用) 個人購入年間券 1,200円(一部を除くスポーツ施設と兼用) 団体購入年間券(30名以上) 1,000円 (一部を除くスポーツ施設と兼用) 町外在住者年間券 1,800円(一部を除くスポーツ施設と兼用)</p>	<p><b>【行政が維持管理等を行っている施設】</b></p> <p>大橋地区コミュニティセンター (町内会委託) 東部集落センター (町内会委託) 西部集落センター (町内会委託) 開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>		午前	午後	夜間	多目的ホール	1,400円	1,800円	2,200円	その他の部屋	700円	900円	1,100円	<p>風連町の施設について地域に維持管理を委託できるか検討し、出来る施設から委託する。</p>
	午前	午後	夜間												
多目的ホール	1,400円	1,800円	2,200円												
その他の部屋	700円	900円	1,100円												

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	B-1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱い	関係項目	B4-2 集会施設（地域会館含む）
分科会・専門部会の調整方針	行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理が望ましい。 地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については合併時に統一すべき。		

		現 況		具体的な調整方法
		風 連 町	名 寄 市	
2	【地域会館】	会館数 48戸 管理方法 自主管理 （各行政区、行政班）  新築・改築の補助 工事費の25%以内 行政区 200万円限度 行政班 100万円限度	【地域会館】 会館数 52戸 管理方法 自主管理 （各町内会）  新築・改築・補修の補助 工事費の2分の1以内 新增築 1,000万円限度 建物購入 250万円限度 建物補修 200万円限度	地域の実情を勘案し、補助金交付の基準を統一する。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	B-1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱い	関係項目	B4-15 行政区設置、16 行政区長会議、17 区長連合会総会に関する こと、18 町内会自治活動交付金、19 町内会連合会事務局
分科会・専門部 会の調整方針	合併後も一定の期間双方の制度を存続し、特例区などの自治組織の方向付けが行われた段階で再編すべきである。 交付金については合併の際に統一の基準が必要である。		

現 況		具体的な調整方法																													
風 連 町	名 寄 市																														
1	<p><b>【住民の自治組織】</b> 行政区制度 風連町行政区設置規則により制定された組織</p> <p><b>【行政区数】</b> 17 行政区 84 行政班 区内に行政班を置き班内の戸数は 10 戸以上を目標とする。 2 戸の行政班もあり、行事は区で対応している現状で将来に向け 区・班の再編は必要で、合併を期に取り組みべきである。 行政区・班の見直しを始め、自治会への移行等の声はあるが行政 主導で出来ない考えであり前進していない。</p> <p><b>【交付金】</b> 班単位で計算</p> <table border="0"> <tr> <td>均等割</td> <td></td> <td>@3,730 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戸数割</td> <td>市街地</td> <td>@ 320 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>@ 530 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市街地農業行政班</td> <td>@ 320 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">均等割</td> <td>5km 未満</td> <td>@1,600 円</td> </tr> <tr> <td>5～10 km 未満</td> <td>@2,130 円</td> </tr> <tr> <td>10～15 km 未満</td> <td>@3,200 円</td> </tr> <tr> <td>15 km 以上</td> <td>@3,880 円</td> </tr> </table>	均等割		@3,730 円	戸数割	市街地	@ 320 円	その他	@ 530 円		市街地農業行政班	@ 320 円	均等割	5km 未満	@1,600 円	5～10 km 未満	@2,130 円	10～15 km 未満	@3,200 円	15 km 以上	@3,880 円	<p><b>【住民の自治組織】</b> 町内会制度 名寄市独自の自治活動組織により発生した任意組織 (行政委員制度を H13 に廃止)</p> <p><b>【町内会数】</b> 68 町内会、1 連絡区 (アパート等広報配付、変更したい) ・4 戸で構成する町内会もあり、自治組織として成り立たない状 況も見られる。 最低 20 戸以上が望ましい。 合併させたいが任意組織であるため強制出来ない状況だが合併 を期に町内会の再編も必要である。</p> <p><b>【町内会自治活動交付金】</b> (名寄市町内会自治活動交付金交付規則)</p> <table border="0"> <tr> <td>均等割</td> <td>単位町内会当</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(連絡区</td> <td>10,000 円)</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>所属世帯数 ×</td> <td>780 円</td> </tr> </table>	均等割	単位町内会当	20,000 円		(連絡区	10,000 円)	世帯割	所属世帯数 ×	780 円
均等割		@3,730 円																													
戸数割	市街地	@ 320 円																													
	その他	@ 530 円																													
	市街地農業行政班	@ 320 円																													
均等割	5km 未満	@1,600 円																													
	5～10 km 未満	@2,130 円																													
	10～15 km 未満	@3,200 円																													
	15 km 以上	@3,880 円																													
均等割	単位町内会当	20,000 円																													
	(連絡区	10,000 円)																													
世帯割	所属世帯数 ×	780 円																													

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	B-1 地域審議会及び地域自治組織等の取扱い	関係項目	B4-15 行政区設置、16 行政区長会議、17 区長連合会総会に関すること、18 町内会自治活動交付金、19 町内会連合会事務局
分科会・専門部会の調整方針	合併後も一定の期間双方の制度を存続し、特例区などの自治組織の方向付けが行われた段階で再編すべきである。 交付金については合併の際に統一の基準が必要である。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
<p><b>【行政区の区長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区に区長を置く</li> <li>・区長は住民の推薦により町長が委嘱（非常勤特別職）</li> <li>・任期は1年（再任可）</li> <li>・区長報酬は月額 12,100 円と毎年 12 月 1 日現在の世帯数を基礎とした額（中央・南・北・西行政区 1 戸 390 円その他の行政区 1 戸 510 円）</li> <li>・区長の所掌事務は行政区を統括し町行政相互連絡を行い地域住民の共同福祉の増進を図る</li> </ul> <p><b>【会議】</b></p> <p>行政区長会議 町長が召集 年 2 回開催（1 月、12 月） 町からの報告及び協議 行政区からの意見・要望</p> <p><b>【連合会】 行政区長会</b></p> <p>総会 年 1 回（1 月） 町行政の円滑な進行と行政区間の連絡を密にし、区長それぞれの研鑽と親睦を図る 事務局は役場総務課 会長、副会長（各 1）、評議員（5）、会計（会長兼務）</p>	<p><b>【連合会】 名寄市町内会連合会</b></p> <p>総会 年 1 回 町内会など住民自治組織の連絡協議を、もって住民福祉の増進に寄与する 事務局は市民活動課 会長（1）、副会長（3）、理事（10）、会計監査（2）</p>	

## 専 門 部 会 決 裁 項 目

( 生 活 環 境 衛 生 分 科 会 )

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
B	4	1	行政相談	相違なし(当面、旧自治体単位に行政相談員を配置)	
		3	市町村勢要覧	<p>「名寄市」 H14年に作成。3～4年で新たに作成するが、その間、必要に応じて軽微な変更を加えながら増刷している。次回の発行は合併後の平成18年度を予定。</p> <p>「風連町」 H13年に作成、町長改選期に作成しており平成17年度が作成の対象年となる。</p>	合併時期を考慮し決定しだい作業に取り掛かる。 事務作業はお互い継続して行っていくが、合併後は速やかに作成する。
		4	広聴（公聴）事業	行政の運営において住民の声を反映させる広聴事業は大切であるが、両市町でも体系だった体制が整っていない。	住民のニーズを的確に把握するため、住民の声を反映できるような広聴事業の体系整備を図る。
		5	広報（広報紙発行）	<p>「名寄市」 月1回町内会を通じて全戸配布（配布員約80人、一部宅配を利用） 広報誌に間に合わなかった事項や急を要する周知事項は、名寄新聞の広報欄で対応。</p> <p>「風連町」 月1回の他に「お知らせ版」を月2回発行。毎週木曜日に行政区長(17区)を通じて他の配布物と一緒に全戸配布する。</p>	<p>広報誌の発行は全ての住民に周知する唯一の手法であり、今後も継続する。</p> <p>印刷単価に差が見られるが、合併後は「新市」内の業者による入札で対応する。</p>
		6	広報（その他の広報）	<p>「名寄市」 名寄新聞による広報・みんなの市政・ふるさとメール・新聞等への広告掲載。</p> <p>「風連町」 お知らせ「風」を月2回配布。</p>	<p>広報と同様に住民周知の手法として欠かせない。ただ、全戸に配布されるものでないため広報紙の発行回数を増やす検討も必要。</p> <p>配布方法は全戸配布が原則なので、現行の方法で継続する。</p>



B	4	7	市町村政懇談会	相違なし	合併後も現行通り存続する。
		8	防犯協会	* 基本的に同じ考えで相違なし 任意団体であるので強制した統合は難しいと思われる。 合併後については補助金交付窓口の一本化に努める必要がある	合併を期に統合を図るよう調整をお願いする。
		9	交通安全啓発事業	* 基本的考え相違なし。 「名寄市」 推進員報酬：月額報酬（嘱託職員） 「風連町」 推進員報酬：月額 30,950 円。 （但し、現在は不在で支給していない。） * 組織は合併時に統合を図る事が必要である	合併後も存続事業とする。 報酬については条例改正で対応可能。 組織は合併時に統合を進める。
		11	交通安全用具の支給等	相違なし 要綱、貸出期間等の調整が必要である。	事務事業は合併後も存続事業。
		12	生活安全推進協議会	同じ目的に設立されている団体で相違なし。 生活安全条例等の改正が必要である。	事務事業は存続事業である。 組織編成については調整し合併時に統合する。
		13	交通安全計画	相違なし	18年計画更新。 合併時に統合した計画を作成する。
		14	市民交通傷害保険	名寄市のみの事業。 道内19市で実施している。 必要性も含め検討要、民間保険であり民間委託で対応可能では。 交通安全指導員が加入している。	合併時に見直しも検討。 交通安全指導員等は、ボランティア保険で対応可能。
		20	コミュニティ助成事業	相違なし	「新市」として健全なコミュニティ助成の考え方が必要では？
		21	無料法律相談	「風連町」 取り組んでいない。 「名寄市」 月1回の開催で年間相談件数の15～20%は市外から相談。 広域的取組となっている。	今後とも存続して必要である。 ・地元に弁護士事務所が開設されたが今後も旭川弁護士会の協力により開催は必要である。

B	4	22	市民相談	<p>風連町」 H16より専属の経験豊かな相談員2名に月1回実施</p> <p>「名寄市」 嘱託職員配置</p> <p>・基本的考えに相違なし</p>	<p>合併後も存続必要であるが、手法については検討を要する。</p>
		23	消費者行政	<p>取り組みに相違なし</p> <p>「名寄市」 消費者センターを設置し、嘱託職員専門相談員を配置している。</p> <p>年間の相談件数に市外の相談者も含まれている。</p> <p>* 消費者行政業務推進に向け協会の統合及び消費者センターと連携を密にすることが必要である</p>	<p>・消費者センターは現行通り存続する。</p> <p>・1市1協会が望ましい。</p>
		24	消費生活モニター	<p>基本的取り組みに相違ない</p> <p>「名寄市」 名寄消費者協会に委託</p> <p>「風連町」 同じく消費者協会で実施（運営補助金に合算）</p>	<p>合併後も現行通り存続するが、手法については調整を要する。</p> <p>組織は1市1協会が望ましいので統合する必要がある。</p>
		26	一般廃棄物収集運搬処理業申請 / 許可関係	<p>法令改正時に見直しを実施していないので直ちに行うものとする。</p> <p>許可年数の延長が実施された。（1年間から2年間に延長）</p> <p>条例改正を行う。</p>	<p>合併に関係なく条例改正時に対応する。</p> <p>統一を図る。</p>
		31	清掃活動用ごみ袋交付	<p>専用袋について</p> <p>名寄市は専用袋を作成し生活環境課で受付管理実施。</p> <p>風連町は通常の有料袋を活用し各担当課で予算計上し対応する</p> <p>・対象ごみ処理について</p> <p>両自治体とも「埋立ごみ」で処理。</p>	<p>どちらも考え方は同じであり、事務処理と予算計上の在り方であり</p> <p>当面は現状を維持し、合併後に再編を含め事務の統一化を図る</p>
		32	廃棄物処理計画	<p>法律に基づき相違なし。</p> <p>・処理計画は平成17年度見直し時期である。</p> <p>分別収集計画の見直しも含め、リサイクル法等分別実態にあった収集計画の見直しが必要である。</p>	<p>事務事業は合併後も存続する。</p> <p>・計画の見直し要。</p> <p>プラ容器ごみの収集方法、ごみの分別・排出方法、時代にあった資源リサイクルの取組等統一した分別処理計画の作成が必要。</p>

B	4	33	不法投棄ごみ防止	<p>* 相違なし</p> <p>「風連町」 不法投棄の撤去費用は行政負担で、保管場所が困難であり、現在は役場車庫を利用している。</p> <p>「名寄市」 パトロールの強化及び市民PRをはかる。</p>	事務事業は合併後も存続する。
		34	ごみ焼却場焼却炉解体関係	<p>相違なし。</p> <p>「風連町」 平成 17 年度実施計画希望していたが補助対象事業が整理されないため計画は先送り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針：負の遺産は合併後に繰り越さない。</li> <li>・共通課題 解体後の跡地利用計画。</li> </ul> <p>「風連町」 小動物の焼却施設の設置。</p> <p>「名寄市」 リサイクルストックヤード等の整備（紙リサイクルの実施）</p>	解体に向け検討する。
		35	ごみ減量等推進委員会	<p>ごみ減量化の推進等考え方には相違ないが、手法に相違有り。</p> <p>「名寄市」 ・条例による審議会（委員 15 名）の設置と推進員 72 名の協議会組織 で住民啓発を実施。</p> <p>・条例改正により委員の増員が必要である。</p> <p>「風連町」 ・衛生組合の事業を見直し整理し、行政主導の事業は一般予算で、 協議会活動は交付金予算で取り組む事で推進委員の統一は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域からの分担金納入金をどうするか課題。</li> </ul>	<p>事務事業は合併後も存続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に統合し、条例の見直しが必要。</li> </ul>

B	4	36	ごみ資源化（家電リサイクル法関連）	取り組みに相違なし	合併後も存続事業として取り組む。
		37	ごみ資源化（啓発活動・排出抑制）	<p>循環型基本法に基づきリサイクルを推進している。 基本的に考えに相違なし。</p> <p>「名寄市」 資源集団回収奨励金要綱を定め市単独予算で対応実施している。</p> <p>「風連町」 衛生組合の活動として取り組み、奨励金等を支出している。パンフレット・収集カレンダーは町単独予算で計上。 衛生組合の自主運営は不可能、条例等の見直しが必要である。実質、事務予算執行は職員が行っている。</p>	<p>* 事務事業は現行どおり存続する。 ・事務事業の統一及び条例の見直しが必要である。</p> <p>「風連町」 合併時に事務事業の統一を図る。</p>
		38	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）	<p>* 分別の考え方の相違。</p> <p>「風連町」 容器包装リサイクル法に沿った分別に取り組んでいる。 収集運搬には経費が掛かるのでプラ容器は有料袋による回収。</p> <p>「名寄市」 リサイクル法対象物のその他紙製容器は実施していないので、実施の方向で検討する。 また、実施に当りストックヤード等の整備が必要となってくる。</p>	<p>事務事業は合併後も存続する。 「新市」の合併時の統一に向け調整を計る。 ・事務事業現況調書 29 参照 排出方法等は時代にあった資源リサイクルに向け、統一した分別処理計画の作成が必要である。</p>
		39	食品リサイクル法関連	<p>名寄市に対象食品関連事業者数社が該当すると思われるので情報提供などの業務が必要となってくる。</p>	<p>事務事業は現行どおり存続する。</p>

		41	産業廃棄物処理場運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「風連町」 公営の産業廃棄物処理場は無い。</li> <li>・「名寄市」 受入対象物について見直しが必要である。</li> </ul>	<p>事務事業は現行どおり存続する。 条例改正時に調整する。</p>
B	4	42	産業廃棄物処理に関する道への意見回答	事務事業は相違なし。	現行とおり存続する。
		43	公害苦情等に関する業務	相違なし	合併後も現行通り存続する。 条例・規則等の調整を図る必要がある
		44	公害調査	相違なし	合併後も現行通り存続事業。
		45	火葬場（施設・使用料）	共同運営施設で相違なし。	合併後も現行通り存続する。
		46	公営墓地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理料について 現在分納者がいるが完納予定でありその後は問題はない。</li> <li>・共同墓地について 各墓地の最新の空き状況を確認し適正な墓地・霊園の運営を図らなければならない。 風連町は既存の中央墓地隣接地に次期予定地を確保しているが、 造成時期については空き状況を勘案し検討中である。 各墓地の現状存続で問題はない。市外・町外居住者の料金体系について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正時に調整する。</li> </ul>
		47	公営墓地工作物の届出・許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事務事業相違なし</li> <li>・条例改正時に基準見直し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事務事業は現行通り存続する。</li> <li>・条例改正時に調整する。</li> </ul>

B	4	48	墓地（公営墓地）の状況	<p>* 基本的取組、考え方に相違なし。</p> <p>・ 各共同墓地の空き状況を確認し適正な配置及び運営を図らなければならない。</p> <p>「風連町」</p> <p>・ 既存の中央墓地隣接地に次期予定地を確保している。</p> <p>造成時期については空き状況を把握し検討中である。</p> <p>・ 西風連墓地については現在3箇所使用しているが、将来は中央等に移転後、閉鎖に向け取り組む。</p> <p>「名寄市・風連町」</p> <p>・ 市外・町外居住者の料金体系について検討する必要がある。</p>	条例改正時に調整する。
		49	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	* 衛生施設事務組合事業で相違なし	* 合併後も現行通り存続する。
		50	犬猫等死骸収集業務	<p>* 基本的取組考えに相違なし。</p> <p>「風連町」</p> <p>炭化センターで当初処理対象物の骨付き肉等が処理できない事、事故等による動物の死骸などごみ扱いになりペット霊園では対応できない等、小動物の専用の焼却処理施設が必要。</p> <p>「名寄市」</p> <p>犬猫等の死骸は最終処分場に埋め立てしている状況である。</p>	<p>* 事務事業は合併後も現行通り存続する。</p> <p>・ 処理施設の必要性を含め専門部会で検討要（旧焼却場解体後の跡地を利用しては？）</p>
		51	環境に関する苦情処理状況	* 相違なし	合併後も現行通り存続する。
		52	環境に関する計画	環境基本条例の制定、環境基本計画の策定に向け検討が必要。	合併後に条例及び基本計画を策定する。

B	4	53	環境美化事業（クリーン作戦等）	<p>基本的考えに相違なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動の啓蒙活動</li> </ul> <p>「名寄市」 年3回の清掃週間の設定実施。</p> <p>「風連町」 道路愛護作業時に地域内のごみ拾い・草刈り清掃を実施</p>	合併後も現行通り存続する。
		54	狂犬病予防事業	<p>相違なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜犬の100%登録管理と予防注射の100%受診を目標に実施する。</li> </ul> <p>「名寄市」 市内全域40カ所を5日間（獣医師5人交代）で実施。</p> <p>「風連町」 町内全域25カ所を2日半で実施。（石沢獣医）</p>	<p>合併後も現行通り存続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施箇所等の見直しが必要。</li> </ul>
		55	ダイオキシン対策	<p>基本的考えに相違なし。</p> <p>野焼き対策などパトロール及び市民啓発活動が主。</p> <p>「風連町」 H16年度に家庭用焼却炉の撤去事業を計画。</p>	合併後も現行通り存続する。
		56	蜂駆除に関する業務	<p>*相違なし</p> <p>「名寄市」 防護服 3着あり。</p> <p>「風連町」 防護服 2着有り。</p>	<p>合併後も現行通り継続する。</p> <p>特殊勤務手当の相違については総務分科会で調整。</p>
		57	公衆浴場の運営	<p>「名寄市」 公衆浴場利用者ハイヤー料金助成金交付要領についてはH16年度で対象団地が整理されるため、H17年度廃止。</p> <p>「風連町」 H14年度末に廃業したため特になし。</p>	合併後も現行通り継続する。

B	4	59	人権擁護委員活動	合併後の「新市」の人権擁護委員は人口比で8人の委員になる。 ・法務局の指導で対応。	合併後も現行通り存続する。 法務局主導で対応する。
		60	計量器事務	基本的に相違なし。 *実施年度を統一する必要がある。	合併後も現行通り存続する必要がある。